

東京都公報

発行 東京都

111

目 次

規則（教）

- 東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則……一
- 東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則……一
- 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則（二件）……一
- 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則……一
- 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……一
- 東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……一
- 東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……一
- 東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……一

規則（教）

附則

- この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月二十四日

東京都教育委員会

○東京都教育委員会規則第五十六号

東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する

規則

東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第七項第二号ただし書中「傷病を原因とする欠勤（公務災害等の認定を受けた欠勤を除く。）及び」を削る。

別表傷病欠勤の項を削る。

令和七年十二月二十四日

東京都教育委員会

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月二十四日

○東京都教育委員会規則第五十五号

東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

○東京都教育委員会規則第五十七号

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第七項第二号ただし書中「傷病を原因とする欠勤（公務災害等の認定を受けた欠勤を除く。）及び」を削る。

別表傷病欠勤の項を削る。

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第二号中「第三項」を「第五項」に改める。

第三十七条第一項中「一万分の一万六百九十二・五」を「一万分の一万九百二十」に改める。

別表第三中「一、九五〇」を「二、〇一〇」に、「二、〇一〇」を「二、〇九〇」に、「二、〇九〇」を「二、一六〇」に、「二、一六〇」を「二、二三〇」に、「二、二三〇」を「二、三一〇」に、「二、三一〇」を「二、三八〇」に、「二、三九〇」を「二、四七〇」に、「二、四八〇」を「二、五六〇」に、「二、五六〇」を「二、七七〇」に、「二、七七〇」を「二、八五〇」に、「二、八五〇」を「二、九七〇」に、「二、九八〇」を「三、〇八〇」に、「三、〇八〇」を「三、一八〇」に、「三、一七〇」を「三、二七〇」に、「三、二七〇」を「三、三八〇」に、「三、三八〇」を「三、四九〇」に、「三、四八〇」を「三、五九〇」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第三の規定は令和七年四月一日から、改正後の規則第三十一条第一項の規定は同年十二月一日から適用する。

3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の都立学校等に勤務する時間講師に関する規則に基づいて時間講師に支払われた報酬等は、改正後の規則の規定による報酬等の内払とみなす。

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月二十四日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第五十八号
都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条の三第二項中「六月」とあるのは「九十三日」と、「百八十日」とあるのは「九十三日」とある。

第十八条の二第一項第一号中「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号。以下「勤務時間規則」という。）」を「勤務時間規則」に改め、同条を第十八条の三とし、第十八条の次に次の二条を加える。

（病気休暇）
第十八条の二 教育委員会は、時間講師が疾病又は負傷（次項に定める疾病又は負傷を除く。）のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇として、病気休暇を承認するものとする。

2 前項の次項に定める疾病又は負傷については、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号。以下「勤務時間規則」という。）第十六条の規定を準用する。この場合において、同条中「条例第十六条

第一条の教育委員会規則で」とあるのは、「都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）第十八条の二第二項の次項に」と読み替えるものとする。

3 病気休暇については、勤務時間規則第十五条の規定を準用する。

4 東京都のいずれかの職にあつた者が引き続き時間講師として新たに任用された場合においては、当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなす。

第十九条第二項中「三年の期間内」を「必要と認められる期間」に、「在職する期間内（東京都の会計年度任用の職にあつて介護時間を取得した初日から連続する三年の」を「必要と認められる期間（在職する）に、「第十八条の二第一項第二号」を「第十八条の三第一項第二号」に改める。

第二十一条中「及び第十八条の二」を「、第十八条の二及び第十八条の三」に改める。

第二十二条中「妊娠出産休暇、生理休暇」を「病気休暇、妊娠出産休暇、健康管理休

第二十三条の三第一項中「事由は」の下に「、第十八条の二に規定する病気休暇（勤務を割り振られない日を除き、病気休暇を開始する日から順に、所定の勤務日数に応じて、別表第四に定める日数（過去一年間において通算する。）を限度とする。）を承認されている場合（法第二十二条の条件付採用の期間中であること等を理由として法第十八条第二項第一号の規定に該当して休職にされていない場合を除く。）」を、「東京都人事委員会」の下に「（以下「人事委員会」という。）」を加える。

第二十八条第二項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とする。

第三十四条中「第二項から第五項まで」を「第三項から第六項まで」に改める。

第二十六条第二項第一号及び第二号を次のように改める。

一 第二十八条第二項第一号から第四号までに掲げる期間及び育児休業法第二条第一項の規定による育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）中の者として在職した期間

間

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に

関する条例（平成四年東京都条例第十号。以下「育児休業条例」という。）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条

の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

二 第十八条の二に規定する病気休暇を承認され、これにより勤務しなかつた期間

別に定めるところにより日に換算した期間を含む。

第三十六条第二項第三号中「第十八条の三」を「第十八条の四」に改め、同条第三項

第一号中「第二号」を削り、同項第三号中「第五条第一項第五号」を「第五条第一項第六号」に改める。

第三十七条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「第一項の」

を「第一項及び第二項の」に、「第三条の四第三項」を「第三条の四第四項」に改め、「規定する割合」の下に「（加算対象職員にあつては、加算後割合）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の」を「前二項の」に、「第三条の四第三項」を「第三条の四第四項」に、「前項に」を「第一項に」に改め、「規定する割合」の下に「（加算対象職員にあつては、加算後割合）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、時間講師のうち、教育委員会が人事委員会の承認を得て定める成績率を加算する場合の対象となる者（以下「加算対象職員」という。）の成績率は、前項に規定する割合に、一万分の〇以上一万分の千二百以下の範囲内でそれぞれ教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合を加えて得た割合（以下「加算後割合」という。）とする。

第四十二条第三項中「第十八条の三」の下に「、第十八条の四」を加える。

別表第二中「第十八条の二」を「第十八条の三」に改める。

別表第三中「二、〇一〇」を「二、〇三〇」に、「二、〇九〇」を「二、一〇」に、「二、一六〇」を「二、一八〇」に、「二、二三〇」を「二、二五〇」に、「三、三一〇」を「二、三三〇」に、「二、三八〇」を「二、四〇〇」に、「二、四七〇」を「二、四九〇」に、「二、五六〇」を「二、五九〇」に、「二、六六〇」を「二、六九〇」に、「二、七七〇」を「二、八〇〇」に、「二、八五〇」を「二、八八〇」に、「二、九七〇」を「三、〇〇〇」に、「三、〇八〇」を「三、一一〇」に、「三、一八〇」を「三、二一〇」に、「三、二七〇」を「三、三〇〇」に、「三、三八〇」を「三、四一〇」に、「三、四九〇」を「三、五一〇」に、「三、五九〇」を「三、六三〇」に改め、同表の次に次の二表を加える。

日数	場合	新規の勤務日数	別表第4(新規の勤務日数の算定における場合)	新規の勤務日数(月1日から翌年1月1日までの期間における場合)	新規の勤務日数(月1日から翌年1月1日までの期間における場合)	新規の勤務日数(月1日から翌年1月1日までの期間における場合)	新規の勤務日数(月1日から翌年1月1日までの期間における場合)	新規の勤務日数(月1日から翌年1月1日までの期間における場合)	新規の勤務日数(月1日から翌年1月1日までの期間における場合)
日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日
四十日から七日 十四日	四十日から七日 七日	四十日から七日 七日	四十日から七日 七日	四十日から七日 七日	四十日から七日 七日	四十日から七日 七日	四十日から七日 七日	四十日から七日 七日	四十日から七日 七日
日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日

(別表第4(新規の勤務日数の算定における場合))

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、別表第三の改正規定は同年一月一日から、次項の規定は公布の日から施行する。

- 2 この規則による改正後の都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第十八条の二に規定する病気休暇、改正後の規則第十八条の三に規定する健康管理休暇、改正後の規則第十八条の四に規定する介護休暇及び改正後の規則第十九条に規定する介護時間の請求等は、改正後の規則の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この規則の施行の日前における傷病を原因とする欠勤は、改正後の規則第十八条の一の規定により承認された病気休暇とみなす。

- 4 令和八年六月一日の基準日（都立学校等に勤務する時間講師に関する規則第二十六条第一項第二号に規定する基準日をいう。）に係る勤勉手当に係る勤務期間の算定については、令和七年十二月二日から令和八年三月三十一日までにその期間が終了する傷病を原因とする欠勤は、第十八条の二の規定による病気休暇とみなす。

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月二十四日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第五十九号

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「一万分の一万六百九十一・五」を「一万分の一万九百二十」に改める。

第四十六条第三項第一号中「第五項、第六項及び第八項」を「第六項、第七項及び第九項」に改める。

別表第三中「二〇一、六〇〇円」を「二〇八、一〇〇円」に、「一四六、三〇〇円」を「一五一、〇〇〇円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 - 2 この規則による改正後の都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第三の規定は令和七年四月一日から、改正後の規則第四十一条第一項の規定は同年十二月一日から適用する。
 - 3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則に基づいて日勤講師に支払われた報酬等は、改正後の規則の規定による報酬等の内払とみなす。
 - 4 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
- 令和七年十二月二十四日
- 東京都教育委員会
- 東京都教育委員会規則第六十号
- 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則
- 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）の一部を次のように改正する。
- 第七条第三項第二号中「傷病を原因とする欠勤（公務災害等の認定を受けた欠勤を除く。）及び」を削る。
- 第二十条の次に次の二条を加える。
- （病気休暇）
- 第二十条の二 教育委員会は、日勤講師が疾病又は負傷（次項に定める疾病又は負傷を除く。）のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇として、病気休暇を承認するものとする。
- 2 前項の次項に定める疾病又は負傷については、勤務時間規則第十六条の規定を準用する。この場合において、同条中「条例第十六条第一項の教育委員会規則で」とあるのは、「都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）第二十条の二第一項の次項に」と読み替えるものとする。
- 3 病気休暇については、勤務時間規則第十五条の規定を準用する。

- 4 東京都のいずれかの職にあつた者が引き続き日勤講師として新たに任用された場合においては、当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなす。日勤講師として任期の更新をしたときも同様とする。
 - 第二十二条第二項後段を削る。
- 第二十二条の二第二項中「三年の期間内」を「必要と認められる期間」に、「在職する期間内（東京都の会計年度任用の職にあって介護時間を取得した初日から連続する三年の」を「必要と認められる期間（在職する」に改める。
- 第二十三条中「妊娠出産休暇、生理休暇」を「病気休暇、妊娠出産休暇、健康管理休暇」に改める。
- 第二十五条中「第二十条」の下に「、第二十条の二」を加える。
- 第二十九条第一項中「事由は」の下に「、第二十条の二に規定する病気休暇（勤務を割り振られない日を除き、病気休暇を開始する日から順に、十日（過去一年間において通算する。）を限度とする。）を承認されている場合（法第二十二条の条件付採用の期間中であること等を理由として法第二十八条第二項第一号の規定に該当して休職にされている場合を除く。）」を、「東京都人事委員会」の下に「（以下「人事委員会」という。）」を加える。
- 第三十二条第二項第五号を削り、同項第六号を第五号とする。
- 第三十八条中「第二項から第五項まで」を「第三項から第六項まで」に改める。
- 第四十条第二項第一号及び第二号を次のように改める。
- 一 第三十二条第二項第一号から第四号までに掲げる期間及び育児休業法第二条第一項の規定による育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）中の者として在職した期間
- イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号。以下「育児休業条例」という。）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算）（この期間

間) が一箇月以下である育児休業

二 第二十条の二に規定する病気休暇を承認され、これにより勤務しなかつた期間

（定められた勤務時間の一部において勤務しない病假を別に定めるところにより日に換算した期間を含む。）

第四十条第三項第一号中「第二号」を削り、同項第三号中「第五条第一項第五号」を「第五条第一項第六号」に改める。

第四十一条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「第一項の」

を「第一項及び第二項の」は「第三項の四第三項」を「第三項の四第四項」に改め、「規定する割合」の下に「(加算対象職員にあっては、加算後割合)」を加え、同項を

同条第四項とし、同条第一項中「前項の」を「前二項の」に、「第三条の四第三項」を

一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかるわらず、日勤講師のうち、教育委員会が人事委員会の承認を得て定める戦賛率を加算する場合の付属による旨（以下「加算付属戦賛員」という。）の旨

績率は、前項に規定する割合に、一万分の〇以上一万分の千二百以下の範囲内でそわ

ぞれ教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合を加えて得た割合（以下「加算

後割合」という。)とする。

第四十六条第三項第一号中「第九項」の下に「、第二十条の二」を加える。

別表第三中「一〇八、一〇〇円」を「一一〇、一一〇〇円」に、「一五一、〇〇〇円」

を「一五一、五〇〇円」に改める。

附則

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、別表第三の改正規定は同年四月一日より施行する。

2 この規則による改正後の都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（以下「改正

3　この規則の施行の日前における傷病を原因とする欠勤は、改正後の規則第二十条の規定による健康管理休暇、改正後の規則第二十二条の二に規定する介護時間の請求等は、改正後の規則の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。

4　令和八年六月一日の基準日（都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例第十三条の二により準用する第八条の二第一項に規定する基準日をいう。）に係る勤勉手当に係る勤務期間の算定については、令和七年十二月二日から令和八年三月三十一日までにその期間が終了する傷病を原因とする欠勤は、第二十条の二の規定による病気休暇とみなす。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月二十四日

● 東京都教育委員会規則第六十一号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の見出しを「（健康管理休暇）」に改め、同条第一項及び第二項中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

第二十八条第一項本文中「六月」を「一年」に改め、同項ただし書中「六月」を「一年」に、「百八十日」を「三百六十五日」に改める。

第二十九条の二第一項中「介護時間取得の初日から連続する三年の期間内において」を「必要と認められる期間について」に改め、同条第六項を次のように改める。

介護時間の申請は、要介護者の介護を必要とする一の継続する状態について、最初

◎東京都教育委員会規則第六十一号

東京都教育委員会

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正す

立交成員の功勞等間、本日、本段等二圖一、二之列施行見則

会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項本文中「六月」を「一年」に改め、同項ただし書中「六月」を「一

年」に、「百八十日」を「三百六十五日」に改める。

第二十一条の第一項中「介護時間取得の初日から連続する三年の期間内において」を「必要と認められる期間について」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 介護時間の申請は、要介護者の介護を必要とする一の継続する状態について、最初

の介護時間を取得する日から起算して三年を経過する日までの期間（以下「当初取得期間」という。）に係るものにあっては当該申請に係る介護時間取得の初日の前日までに、当初取得期間経過後の一会计年度ごとの期間に係るものにあっては当該申請に係る介護時間取得の初日の一年前から同日の前日までの間に、それぞれ別記第六号様式により行うものとする。

別記第四号様式中「6月」を「1年」に改める。

附 則

- この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第二十四条に規定する健康管理休暇、改正後の規則第二十八条に規定する介護休暇及び改正後の規則第二十八条の二に規定する介護時間の請求等は、改正後の規則の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則別記第四号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月二十四日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第六十二号

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一

部を改正する規則

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年

第十二条第三項第一号中「更新」という。）」を加え

る。

第十四条の次に次の二条を加える。

（病気休暇）

第十四条の二 教育委員会は、職員が疾病又は負傷（次項に定める疾病又は負傷を除く。）のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇として、病気休暇を承認するものとする。

2 前項の次項に定める疾病又は負傷については、規則第十五条の規定を準用する。この場合において、同条中「条例第十五条第一項の東京都規則で」とあるのは、「東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第八号）第十四条の二第一項の次項に」と読み替えるものとする。

3 病気休暇については、規則第十四条の規定を準用する。

4 東京都のいずれかの職にあつた者が引き続き職員として新たに任用された場合においては、当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として任期の更新をしたときも同様とする。

第十五条第一項中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

第二十二条の見出しを「（健康管理休暇）」に改め、同条中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

第二十六条第二項後段を削る。

第二十八条中「三年の期間内」を「必要と認められる期間」に、「在職する期間内（東京都の会計年度任用の職にあつて介護時間を取得した初日から連続する三年の）を「必要と認められる期間（在職する）に、「当該」を「当該」に改める。

第三十二条中「第十七条」を「第十四条の二、第十七条」に改める。

第三十三条中「東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則第五条第二項に規定する」を削る。

第三十五条中「第十二条」の下に「第十四条の二」を加える。

附 則

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第十四条の二に規定する病気休暇、改正後の規則第二十二条に規定する健康管理休暇、改正後の規則第二十六条に規定する介護休暇及び改正後の規則第二十八条に規定する介護時間の請求等は、改正後の規則の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。

3 この規則の施行の日前における傷病を原因とする欠勤（東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則（令和七年東京都教育委員会規則第五十五号）による改正前の東京都教育委員会規則第四号）別表の傷病欠勤をいう。）は、改正規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第四号）別表の傷病欠勤をいう。）は、改正後の規則第十四条の二の規定により承認された病気休暇とみなす。

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月二十四日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第六十三条号

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十四条の次に次の一条を加える。

（病気休暇）

第十四条の二 教育委員会は、職員が疾病又は負傷（次項に定める疾病又は負傷を除く。）のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇として、病気休暇を承認するものとする。

2 前項の次項に定める疾病又は負傷については、規則第十六条の規定を準用する。こ

の場合において、同条中「条例第十六条第一項の教育委員会規則で」とあるのは、「東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第九号）第十四条の二第一項の次項に」と読み替えるものとする。

3 病気休暇については、規則第十五条の規定を準用する。

4 東京都のいざれかの職にあつた者が引き続き職員として新たに任用された場合においては、当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として任期の更新をしたときも同様とする。

第十五条第一項中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

第二十二条の見出しを「（健康管理休暇）」に改め、同条中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

第二十六条第二項後段を削る。

第二十八条中「〔三年の期間内〕」を「必要と認められる期間」に、「在職する期間内（東京都の会計年度任用の職にあつて介護時間を取得した初日から連続する三年の）」を「必要と認められる期間（在職する）に改める。

第三十二条中「第十七条」を「第十四条の二、第十七条」に改める。

第三十三条中「東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則第五条第二項に規定する」を削る。

第三十五条中「第十二条」の下に「、第十四条の二」を加える。

附 則

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第十四条の二に規定する病気休暇、改正後の規則第二十二条に規定する健康管理休暇、改正後の規則第二十六条に規定する介護休暇及び改正後の規則第二十八条に規定する介護時間の請求等は、改正後の規則の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。

3 この規則の施行の日前における傷病を原因とする欠勤（東京都公立学校会計年度任

用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則（令和七年東京都教育委員会規則第五十六号）による改正前の東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第五号）別表の傷病欠勤をいう。）は、改正後の規則第十四条の二の規定により承認された病気休暇とみなす。

発行
電話 ○三(五三三二二)一一一二一(代)
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号都

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月
(郵送料を含む)
六、六〇〇円
三〇円

印刷所
電話 ○三(三八一二)五二〇一(代)
東京都文京区白山二丁目十三番七
号社

郵便番号
113-0001


FSC
ミックス
紙
FSC® C006270

リサイクル適性Ⓐ

このマークは、この紙の
リサイクル適性を示すもの